

光地区消防組合職員の交替制勤務者の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

光地区消防組合

管理者 芳 岡 統

## 光地区消防組合規則第6号

光地区消防組合職員の交替制勤務者の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

光地区消防組合職員の交替制勤務者の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和62年光地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第5条中「45分間及び午前5時30分から45分間」を「30分間」に改める。

第6条中「5時30分」を「午前6時」に、「6時間」を「7時間」に改める。

第9条を次のように改める。

### （職員の休暇）

第9条 職員の休暇については、光市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年光市条例第31号）の規定（組合休暇の規定を除く。）の例による。

2 前項に規定する休暇のうち、年次有給休暇の単位については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）休暇の単位は、1当務、1日、半日又は1時間とする。

（2）1当務単位の休暇は、2日とする。

（3）1日単位の休暇は、午前8時30分から午後5時15分まで、又は午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。

（4）半日単位の休暇は、午前8時30分から正午、正午から午後5時15分、

午後 5 時 15 分から午後 10 時、午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分とし、当該半日単位の休暇 2 回をもって 1 日の休暇とする。

(5) 1 時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 23 日から施行する。